二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　東京都八王子市上恩方町三七四四、西多摩郡檜原村字南郷六〇四七、六〇八五の一、六〇八五の二、六一一三、六一二三のイ、六一二三の二、六一二三の三、六二二六の一、六二二六の二
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県水俣市薄原字赤林六四三の一、六四三の三、六四五、六六二、六六三、六六四の四、六六四の八、六六四の九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字赤林六四三の一・六四三の三・六四五・六六四の四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百四十八号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第八十九条の規定に基づき、次の者を同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録をしたので、同法第百十二条の二第二号の規定に基づき、公示する。

平成二十二年十一月二十六日

経済産業大臣　大畠　章宏

名　称	主たる事務所の所在地	登録年月日
三重県電気工事業工業組合	三重県津市垂水字焼尾二千六百十二番地の九十三	平成二十二年十一月二十六日
大阪府電気工事工業組合	大阪府大阪市北区本庄東二丁目三番三十八号	平成二十二年十一月二十六日

○国土交通省告示第千三百九十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月二十六日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十六日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日
山陽自動車道　尾道市木ノ庄町大字木梨山方字木舟谷四六〇番から同市吹田山口線　美ノ郷町白江字水口尻五八番まで　平成二十二年十一月二十七日十五時

○国土交通省告示第千三百九十五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月二十六日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十六日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日
中央自動車道　安曇野市豊科高家九七九番六から同市豊科高家九七四番　平成二十二年十一月二十七日十二時
長野線　一七まで

○国土交通省告示第千三百九十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する草加都市計画事業三郷中央一体型特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第四回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年十一月二十六日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　事業施行期間　平成十年三月三十日から平成三十一年三月三十一日まで
三　施行地区　埼玉県三郷市幸房字下三尺道外、花和田字八斗蒔、谷口字沖耕地、谷中字新堀添、字三尺上、酒井字下田向、境木字沖及び八町堀字欠井堀の全部並びに幸房字上横道、字中横道、字上横道添、字中横道添、字下横道添、字中三尺道外、字掛井堀向、彦江字内野、花和田字内屋通、谷口字関外、字根通、字八斗蒔、字野杭、字上田向、字置野、谷中字不動堀添、字上中通、字下中通、字掛井堀向、新和一丁目、栄一丁目、栄二丁目及び酒井字根通の各一部
四　土地区画整理事業の名称　草加都市計画事業三郷中央一体型特定土地区画整理事業
五　事務所の所在地　埼玉県三郷市新和一丁目二百十二番地
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十年三月三十日
七　事業計画の変更（第四回）の認可の年月日　告示の日と同日

○国土交通省告示第千三百九十七号

動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和三十一年運輸省令第四十三号）第二十条第二項の規定に基づき、動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する告示

動力車操縦者養成所に関する告示（昭和三十五年運輸省告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

表京阪電気鉄道株式会社鉄道事業部研修所の項中「京阪電気鉄道株式会社鉄道事業部研修所」を「京阪電気鉄道株式会社鉄道営業部研修課」に改める。